

預金規定の改正のお知らせ

当組合では、通帳式定期預金の導入に伴い、個別の定期預金規定・定期積金規定を収録した「定期性預金規定集」を制定するとともに、各種預金規定の条文の一部改正を行い、平成 29 年 4 月 1 日以降、新規定によりお取扱させていただきます。この取扱いにつきましてご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

1. 改正の概要

- (1) 商品別の定期預金・定期積金規定を「定期性預金規定集」へ収録し、証書式・通帳式の双方に対応させるため、文言の改正を行います。
- (2) 流動性預金規定の全て及び定期性預金規定集に「解約等（※）」、「通知等」、「成年後見人等の届出」、「規定の変更等」の条項を追加するため、一部改正を行います。
※定期預金規定集の内、定期預金共通規定では「預金の解約、書替継続」の一部改正、定期積金規定では「解約」の一部改正を行います。
- (3) 定期積金規定等の文言の改正を行います。（「積金者」⇒「積金契約者」への変更等）
- (4) 無利息型普通預金規定を普通預金規定と統合するため、文言の改正を行います。

2. 「定期性預金規定集」 **赤字**=改正部分

定期預金共通規定

1. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金なりません。不渡りとなった証券類は、**証書式の場合は証書と引換えに、通帳式の場合は当該受入れの記載を取消したうえで、当組合で返却します。**

2. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、**第3条第4項**第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合、利用することができます。第3条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれにも該当する場合には、当組合はこの預金の口座の開設をお断りするものとします。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。**また、通帳式の場合は、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当組合に提出してください。**
- (2) **期日指定定期預金の場合、この預金の一部の金額を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに当組合に提出してください。**
- (3) **次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当組合が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。**
 - ① **この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合**
 - ② **この預金の預金者が第6条第1項に違反した場合**
 - ③ **この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合**
- (4) **前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。**
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが半明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが半明した場合
 - A. 暴力団、B. 暴力団員、C. 暴力団準構成員、D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為、B. 法的な責任を超えた不当な要求行為、C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為、E. その他

前各号に準ずる行為

4. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

- (1) 証書 (通帳) や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 証書 (通帳) または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書 (通帳) の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

5. (印鑑照合)

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

6. (譲渡・質入れの禁止)

- (1) この預金およびこの証書 (通帳) は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

7. (通知等)

届け出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. (預金保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項より相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書 (通帳) は届出の印章より記名押印して直ちに当組合に提出ください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は随時異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項より相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は、約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期前併済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項より相殺する場合において借入金の期前併済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺できるものとします。

9. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様にお届けください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項ご取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前記(1)から(4)の届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

10. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

自由金利型定期預金規定 《愛称：大口定期》

1. (預金の支払時期)

自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載（以下「証書記載」といいます。）の満期日以後お利息とともに支払います。

2. (利息)

(1) ① A. <略>

B. 入金指定のない場合または入金指定にもかかわらず指定口座に入金できない場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

② <略>

(2) <略>

(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期日前確約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について、次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 <略>

※ なお、自動継続自由金利型定期預金規定《愛称：大口定期（自継）》、自由金利型定期預金（M型）、自動継続自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金（M型）複利型、自動継続自由金利型定期預金（M型）複利型期日指定定期預金、自動継続期日指定定期預金、変動金利定期預金、自動継続変動金利定期預金の規定についても同様な一部改正を行う。

定期積金規定

1. (掛金の払込み) ~ 4. (払込みの遅延) <略>

5. (給付補真備金の計算)

(1) この積金の給付補真備金は、証書表面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。

① <略>

② 当組合がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするときおよび第9条第3項の規定により解約するときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。 <略>

6. (先払割戻金の計算等) ~ 7. (満期日以後の利息) <略>

8. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金は、第9条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれにでも該当する場合には、当組合はこの積金の開設をお断りするものとします。

9. (解約)

(1) <略>

(2) 次の各号のいずれにでも該当した場合には、当組合はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当組合が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または積金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この積金の積金契約者が第12条第1項に違反した場合

③ この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) 前項のほか、次の各号のいずれにでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。

① 積金契約者がこの積金申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが半明した場合

② 積金契約者が、次のいずれかに該当したことが半明した場合 <略>

③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 <略>

10. (届出事項の変更、証書の再発行等) ~ 12. (譲渡・質入れの禁止) <略>

13. (通知等)

届け出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14. (預金保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この積金は、満期日未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期日が到来したものと、相殺することができます。なお、この積金積金契約者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で積金契約者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書は届出の印章により記名押印して直ちに当組合に提出ください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務が積金契約者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。 <略>

15. (成年後見人等の届出) ~ 16. (規定の変更等) <略>

以上

リレー式定期積金規定《愛称：リレー預金》／定期積金規定《贈与定期積金》

1. (「定期積金ご契約のお知らせ」の発行) ~ 2. (掛金の払込み) <略>

3. (給付契約金の支払時期)

この積金の給付契約金は、満期日に自動振替により「大口定期預金またはスーパー定期預金（いずれも自動継続功式1年）」に振替え、当該定期預金証書を発行、もしくは定期預金通帳で受入れの記載を行います。

※ 「贈与定期積金」の場合には、上記3. に代え、下記3. の文言を適用する。

3. (給付契約金の支払時期)

この積金の給付契約金は、満期日に自動振替により「贈与定期預金（大口定期預金またはスーパー定期預金、いずれも自動継続元加式1年）」に振替え、当該定期預金証書を発行、もしくは定期預金通帳で受入れの記載を行います。

※ 以下の条項は、「定期積金」と同様の内容となります。

4. (払込みの遅延) ~14. (規定の変更等) <略>

3. 普通預金規定の一部改正の内容

赤字=改正部分

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定

1. ~5. <略>

6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について不採単位を100円として、毎年2月と8月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。無利息型普通預金には利息をつけません。

7. ~13. <略>

14. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様にお届けください。

(4) 前記(1)から(3)までの届出事項で取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5) 前記(1)から(4)の届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

15. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

※ 普通預金<通帳抜口>と無利息型普通預金<通帳抜口>、ならびに普通預金<無通帳抜口>と無利息型普通預金<無通帳抜口>をそれぞれ一つの規定にまとめるため、上記第6条(利息)を一部改正します。

なお、普通預金<通帳抜口>(利息型普通預金を含む)、貯蓄預金(I型・II型)、通知預金の預金規定について、第14条(成年後見人等の届出)、第15条(規定の変更等)を同様に追加します。

以上